



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 GSIクレオス
代表者名 代表取締役社長 加藤 元信
(コード番号 8101 東証・大証 第1部)
問合せ先 取締役経営企画部長 松下 康彦
(TEL. 03 - 5211 - 1802)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 79 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款を以下のとおり変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条(株券の発行)第 1 項を削除するものであります。また、株券の発行に関する規定が効力を失ったことから、同条第 2 項の削除と現行定款第 10 条(株式取扱規則)中の株券に関する文言の削除を行うものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条(基準日)中の実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置く必要があることから、現行定款第 11 条(株主名簿管理人)第 3 項を削除した上で、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 上記各変更に伴う条数の変更、その他必要な字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p><u>第8条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第9条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは取締役会の決議によって予め公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</u></p>	<p>第8条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p><u>第10条 (株式取扱規則) 当社が発行する株券の種類、株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第9条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p><u>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社は、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿を株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務を株主名簿管理人に取り扱わせる。</u></p>	<p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第12条～第41条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務を株主名簿管理人に取り扱わせる。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれらを削除する。</u></p>